

平成27年度第2回愛媛県新居浜・西条圏域地域医療ビジョン調整会議 議事概要

1 日 時 平成27年10月8日（木）14:00～15:00

2 場 所 愛媛県東予地方局7階大会議室

3 出席者 委員22人（うち代理2人）、事務局9人

4 傍聴者 1人

5 議 題

（1）医療需要等の推計結果について（報告）（資料1-1、1-2、参考資料）

事務局から、地域医療ビジョンの策定に向けた議論を行う基礎となる、二次医療圏域ごとの2025年の医療需要及び必要となる医療の規模（必要病床数）について、国から提供されたデータを基に、厚生労働省令で定められた算定式により推計した結果を報告した。

また、2025年における3疾患（がん、心疾患、脳卒中）と全疾患の圏域間の流出入について、推計結果を報告した。

（2）地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数（案）について（資料2-1、2-2、2-3）

事務局から、次のとおり説明し、必要病床数（案）は特に意見もなく了承された。

- ・ 9月に開催された平成27年度第1回愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議において、県の「地域医療構想における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の構想区域間調整方針」が承認された。当該調整方針は、国の地域医療構想策定ガイドラインの考え方を反映したものである。
- ・ 新居浜・西条圏域の2025年の必要病床数について、上記調整方針に基づき算定した事務局（案）を提示。
- ・ 高度急性期を含むすべての医療を新居浜・西条圏域で完結することは、現実的には困難であり、（案）では、高度急性期の一部の患者は、現在と同じように、主として松山圏域の医療機関で対応することになるが、急性期、回復期及び慢性期の患者は、圏域内ですべて対応できる医療提供体制を目指すべきである。
- ・ 高度急性期と急性期の境界点は3000点（入院基本料相当分は含まない医療資源投入量）、急性期と回復期の境界点は600点（同）となっている。
- ・ 国の地域医療構想策定ガイドラインでは、地域医療ビジョンの必要病床数と毎年度の病院機能報告による機能別病床数を比較していくこととなっている。ただ、病院機能報告は病棟単位で機能を選択することから、比較には注意が必要である。
- ・ なお、患者流出入に関し、他の圏域から協議を持ちかけられた場合は、別途、相談したい。

(3) その他 (資料3)

事務局から、第3回調整会議を12月に予定しており、今後、国の構想策定研修(後期)の報告を受け、不足している機能をどう確保するかなど、具体的施策の検討及び素案の作成作業を行う旨、説明を行った。

[事務局] 東予地方局健康福祉環境部
企画課医療対策係
電話 0897-56-1300 (内線) 315
FAX 0897-56-3848